

府中市総合計画審議会条例

(昭和42年3月25日条例第5号)

(設置)

第1条 府中市の総合計画を樹立するため、市長の附属機関として、府中市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて長期総合計画の策定及びその実施に関し、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、審議会委員（以下「委員」という。）30人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 府中市市議会の議員
- (2) 府中市教育委員会の委員
- (3) 府中市農業委員会の委員
- (4) 公共的団体の役員
- (5) 学識経験者
- (6) 府中市の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、審議会を代表し、会務を処理する

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、市長が招集する。

(定数及び表決済)

第7条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める

(平10条例1・一部改正)

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 東京都府中市新市建設審議会条例(昭和32年11月府中市条例第18号)は、廃止する。

3 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年12月府中市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「

新市建設審議会委員	年額 5,000円
-----------	-----------

」を「

総合計画審議会委員	年額 5,000円
-----------	-----------

」に改める

付 則 (昭和45年9月26日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年7月1日から適用する。

付 則 (昭和56年6月25日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成10年3月5日条例第1号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。